

奈良教育大学教育研究支援機構長選考規則

平成25年12月18日
制 定

改正 平成27年 2月27日規則第10号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 奈良教育大学教育研究支援機構長(以下「機構長」という。)の選考は、この規則の定めるところにより学長が行う。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、機構長の選考を行う。

- 一 機構長の任期が満了するとき。
- 二 機構長が辞任を申し出たとき。
- 三 機構長が欠員となったとき。

2 機構長の選考は、前項第一号の場合は任期満了日の少なくとも3か月前から行い、同項第二号及び第三号の場合は、直ちに行うことを原則とする。

(機構長の資格)

第3条 機構長は、本学の専任の教授とする。

(選出の方法)

第4条 機構長候補者は、奈良教育大学教授会規則(平成16年奈良教育大学規則第201号)第2条第1項に規定する教授会構成員の教授会における選挙により選出する。

2 前項の選挙は、単記無記名による投票とし、教授会構成員の3分の2以上の投票をもって成立する。

(不在者投票)

第5条 出張等により、前条に規定する投票が出来ない場合は、当該投票を行う教授会の前日又は前々日に不在者投票を行うことができる。

2 前項に規定する不在者投票を行う日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日である場合は、これらの日の1日前の業務日に不在者投票を行うことができる。

(機構長候補者の推薦)

第6条 教授会議長は、第4条の投票における有効投票の上位3名を機構長候補者として学長に推薦する。

(機構長の任命)

第7条 学長は、前条による推薦を経て、機構長を任命する。

(任期)

第8条 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第9条 機構長の選出に関する事務は、企画連携課で行う。

(細則等)

第10条 この規則に定めるもののほか、機構長の選考についての必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年12月18日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に在職する機構長の任期は、奈良教育大学教育研究支援機構規則（平成23年奈良教育大学規則第7号）第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成27年規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。